

消費生活相談室

小郡市消費生活相談室
☎72-2111内線144

窓口開設日
毎週月・火・木・金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時

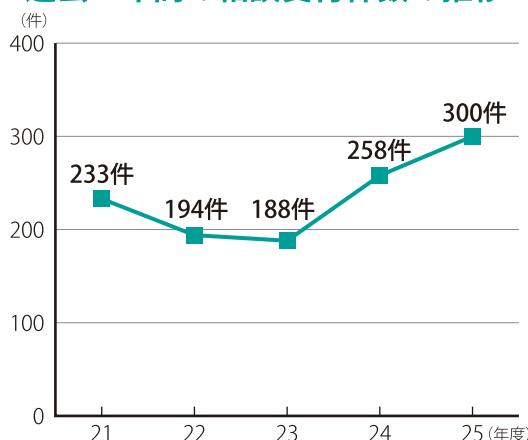
平成25年度消費者相談の概要

平成25年度に小郡市消費生活相談窓口に寄せられた相談件数は、情報提供も含め300件で、前年度に比べ16%増加しています。

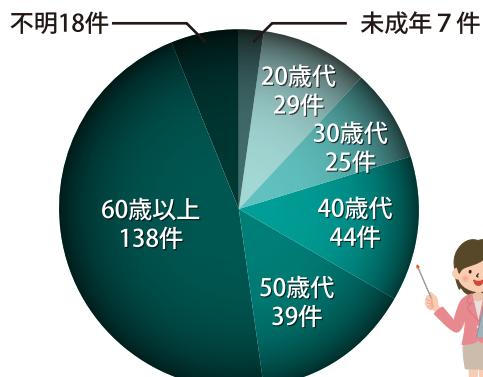
平成25年度も携帯電話やパソコンからアダルト系サイトに接続し、意図しないまま登録が完了となり高額な料金を請求されたなどの相談が非常に多く寄せられました。

年代別では、60歳以上の相談の割合が年々増加しており、全体の相談件数の46%を占めています。その多くは悪質商法などの契約に関する相談で、悪質な業者が高齢者にターゲットを絞っている様子がうかがえます。

過去5年間の相談受付件数の推移



平成25年度の年代別相談受付件数



平成25年度に相談が多かった商品・サービス

順位	項目	件数	主な内容
1	運輸・通信サービス	60件	出会い系・アダルト系サイト、インターネット回線
2	金融・保険サービス	30件	投資、借金、保険
3	教養娯楽品	20件	新聞、スマートフォン、タブレット端末、学習教材
4	商品一般	19件	商品を特定しない架空請求、アンケート調査
5	食料品	16件	健康食品など、賃貸アパート、自動車(付属品含む)
	レンタル・リース	16件	
	車両・乗り物	16件	



最近の消費者被害の傾向

○「劇場型勧誘」「送りつけ商法」が増加

業者が役回りを分担し、パンフレットの送付や電話での勧誘で、消費者が得をするように信じ込ませて実体不明の金融商品を買わせる「劇場型勧誘」や健康食品などを送りつけて代金を払わせる「送りつけ商法」の被害が、高齢者を中心に目立っています。

○インターネット通販の増加

インターネット通販の前払いによるトラブルも急増しており、代金を払ったのに商品が届かない、商品は届いたがコピー商品だったなど通販サイトそのものが偽サイトというケースもあります。

アドバイス

- ・うまい話やもうけ話を鵜呑みにしていませんか
- ・必要ないと思ったら、電話は早めに断り、業者を家の中に入れないようにしましょう
- ・注文していない商品が届いたら、受け取りを拒否して宅配業者に引き取ってもらいましょう。
家族が注文した商品かもしれないと思ったら、家族に確認してから商品を受け取りましょう
- ・サイトや連絡メールの内容が不自然な業者や、住所や電話番号の表記がない業者との契約は慎重に！